

一者応札、応募に係る改善方策について

平成 21 年 7 月 24 日
独立行政法人
海上災害防止センター

海上災害防止センターでは、随意契約見直し計画の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。

一方で、一般競争入札等を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例が多数あり、入札等に付したものの競争性が十分に確保されていない可能性が考えられることから、こうした事態を回避し実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1. 一者応札、応募の要因分析

- (1) 業務に特殊性・専門性があるもの(特殊な知識、技術を要する業務で、対応できる者が限定的になっているもの)
- (2) 過去に契約実績がある者が有利となっているもの(過去に契約実績がありノウハウを持った者などが有利となる分野で、対応できる者が限定的になっているもの)
- (3) 特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているもの(既存システムの改修等、開発業者以外の者が参入をしない傾向が見られるもの)
- (4) 参加可能な者が少数のもの(調達対象に地域性があるなど、対応可能な者が限定的になっているもの)

2. 改善方策

(1) 公告に関する事項

- イ. 公告は、公告情報から事業の内容等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ロ. 公告は、全てホームページに掲載し、さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ハ. 公告は、休日等を除く10日間以上の期間を確保することを徹底するとともに、入札参加希望者が十分準備できるよう調達規模及び調達内容等を加味し、公告日から締め切りまでの期間を可能な限り延長することとする。

なお、入札参加条件において、必要な書類の提出を求めた場合の提出期限や入札説明会への参加を条件とした場合の入札説明会の開催日は、公告期間の翌日以降とすることを徹底する。

(2) 資格要件に関する事項

資格要件は、官公庁や当法人等との業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

(3) 仕様等に関する事項

イ. 仕様書は、業務内容を具体的に分かり易く書き、特定の者が有利となる仕様にししない。
また、必要に応じ、入札説明会等を実施し、仕様内容を明確にする。

ロ. 契約締結から履行開始までの期間や契約期間、または納入期日は十分な期間を設けるなど、公告時期等を計画的に設定し、契約相手方が履行しやすくなるよう十分配慮する。

(4) その他の事項

当該業務が適切な発注単位となっているか検討を行い、一括調達又は区分調達への移行を検討するなど、発注コスト、地域性等の諸条件をも考慮しつつ競争性の確保を図る。

3. フォローアップ

(1) 業者等からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明等を受けたものの、後になって入札への参加を取止めた業者等から、取止めを決定した要因、及び、どのような状況になれば参加が可能と考えるかなど、事後に聴き取り調査を行い、その結果を検討したうえで対応可能なものは以後の入札等に反映させる。